

令和7年度第1回山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年4月15日(火) 午前9時30分～午前11時30分

2 場 所 山口市不燃物中間処理センター 2階 研修室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中18名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 濶之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、
長尾 誠大、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、八木 学、
安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(1名)

中川 恵美子

(3)事務局

森野局長・松永副参事・多田主幹・藤田主幹・小倉主任主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和7年度第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席18名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良一(いとう りょういち) 委員 及び、

井上 浩一郎(いのうえ こういちろう) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は218アールとなります。

議案第2号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は222アールとなります。

議案第3号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は201アールとなります。

議案第4号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は14アールとなります。

議案第5号から議案第10号につきましては譲受人が同一であるため併せて御説明いたします。

議案第5号から議案第10号、阿知須、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する農地所有適格法人です。

なお、これらの事案につきましては川西地区協議会において、譲受人が現在所有している農地でのサカキの生育状況が悪く、サカキと同じ高さの雑草が生えている圃場もあるなど、耕作すべき農地の全てを効率的に耕作することが確実とはいえないことから、農地法第3条第2項第1号に該当し、許可しないことが相当であるとされました。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、議案第5号から議案第10号を除き、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

A委員

阿知須の案件の補足説明です。

前からの案件ですがドローンを飛ばすときに非常に支障があるということでもうこれ以上設置してほしくないというのが地区の委員の意見です。

先ほど説明にもありましたが実際の生育が上手くいっているかという、見たところサカキの生育状況は非常に悪い。そういった中でこれ以上さらに悪いものが増えていったときに一度こういう形になった農地が復元できるのかというのがありますし、阿知須エリアのブランドも下がってしまうという懸念も強く、地元の意向としてはこれ以上設置してほしくないという思いです。

法的にこれがどうなのかについては事務局よりご指導いただきたいと思えます。

今後阿知須地区以外でもこういった案件が出てくると思えますので山口市の農業委員会としてどういう対応をしていくのかこの総会で改めて方向性を示していただけるとありがたいと思えます。

会長

担当のA委員より地域の状況等説明がありましたけれども、営農型太陽光発電について他の委員より意見等ありましたらよろしく願いいたします。

事務局

営農型太陽光発電については全国的にもいろいろと問題になっている中で令和6年の10月には国のほうから太陽光発電の下部の農地の営農を徹底するようにガイドラインも示されております。この4月には農地法3条許可の判断基準も追加されまして、配置状況についても注意するようという事で申請地以外の市内、市外も含めて同一の業者がどういう営農をしているかも含めて検討するようという通知もでたところでございます。

法的については先ほど委員よりありましたが植え付けが十分にできない、営農する条件が業者のほうに確保されていないということを理由に許可をしないということ是可以します。今後につきましては国から示された通知等も参考にしながら、市内は今、小鯖、嘉川、阿知須、徳地で同じような状況で太陽光

発電が進んでおりますのでこういったところの作付け状況を随時確認しながら、また●●●●については営農体制、以前農福連携によって人材を確保するという話もあったということです、そのあたりしっかり整っているのかということ踏まえながら、また申請が出れば地区協議会にかけるということになるかと思えます。まずは令和7年3月に5条許可を出しておりますがそちらの植え付けがまだされておられませんので、まずはそちらの植え付けがされてからの検討になろうかと考えております。

会長

事務局からの説明がありましたが意見がありましたらよろしく願いいたします。

B委員

私としてはいい判断をされたなと思えます。市内各地に●●●●が出ておりますがどこも成績が出ているというのは聞いておりませんし、私が見たところでもまともとは考えられないような状況でございます。周囲の営農の状況から言っても問題だと思えます。ドローンの話もありましたけど有機農業を目指している方も多し、そういうふうな方のそばに作られると虫の巣になるということも考えられます。一般的な農薬をやる時でも邪魔になる、迷惑だと言われても後から来たほうが大抵強いですからね、実際には周りの農業者も発言はしないけれども困っておられる方は多いと思えます。今後は団地のようにまとめてやられるというのがいいのではないのでしょうか。飛び地でやると尚更周辺に迷惑がかかるのでそういう点も考えながら太陽光もやられたらよいのではないかと思います。

会長

ありがとうございます。他の委員さん意見ございますか。

C委員

阿知須のA委員からもありましたように阿知須地区のほうから思いがあり

まして、当初は基盤整備されたところというような話もありましたけど、やはりまだ3月にやったところを植えていないとか、経営が悪いとかいうところを考えますと全体を一度ストップかけるほうが良いのではないかという結論になりました。私も見ましたけど植えていないとか調子が悪いということで、そろそろ3年になりますので実績がどうだったのかとかいうこともあると思います。●●●●とかいれていないというような話もありますので是非県外や市外の営農状況も踏まえて判断できるという要綱でございますので、その辺判断いただいて事務局サイドでそういうものを作っていただいて、部会にかけていただいて総合的に判断したいというふうに考えております。

事務局

市内は今、小鯖、嘉川、阿知須、徳地と幅広くされておりますので横の連携も取りながら、今の営農状況がどうなのかというところを考えながら、法律的には全部効率利用要件すべての圃場で本当に営農がされているのかというところが許可をするか否かの基準になります。そのうえで個別の案件としてドローンに支障があるとか判断していけたらというふうに考えております。

会長

●●●●さんは山口に進出されて1年以上たちましたけど管理がなかなか行き届いていない。生育不良、枯れているとか徳地でもありまして毎月月初め、月終わり見に行きますけどなかなか進展はしていない。ただ、草はよく刈ってあります。今3条と5条が別々に出ますけど3条については今の設置された状況、確実に成果が出ておれば考え方も変わってくるかと思えます。農地取得については●●●●のほうで動きがあるようで抜き打ちで阿知須地区のほうにも見に行っておられますのでその辺の情報も聞きながら進めてもいいかと思えます。●●●●については営農計画がダメですべて却下しているようなので厳しくしていかないといけないと考えております。

食料の生産基盤である農地を守るのが我々の仕事になりますので慎重に判断していきたいと考えております。

A委員

今回の案件はこれまでと異なる点がありまして、今まではどちらかというところ耕作放棄地をやられていました。そういう意味でそこまで地元の反発も強くはなかったのですが今回の何筆かは実際に今農家さんが水稲で作ってらっしゃるところを途中解約して行っています。地元としてはこのケースは受け入れがたい。このケースが増えていくと地域の農業は非常にまずくなると思います。それもあって今回地元で話し合っただけで不許可が良いのではないかということになりました。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第5号から議案第10号については「不許可」とし、その他の議案については「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、議案第5号から議案第10号については「不許可」とし、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案5ページをお開きください。合わせて、参考位置図8ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、大内氷上四丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、土地利用計画図を変更する可能性があるとのことで、申請人からの申出により保留とするものです。

議案第12号、桜畠五丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第13号、深溝、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第14号、小郡上郷、用途地域内にある第3種農地で、道路を拡幅するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第11号については「保留」とすることにし、その他の議案については「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、議案第11号を除く、その他の議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で、道路を拡幅するものです。

議案第16号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、吉敷赤田一丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用の通路を設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和8年4月14日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第21号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第23号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用の通路を設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和8年4月14日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第25号、平井、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、周布町、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第27号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第28号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売倉庫兼事務所を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

また、当該計画については、事業計画変更申請がありますが、後程ご説明します。

議案第29号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用の通路を設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年12月31日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第31号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、佐山、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、作業場を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和7年10月31日までに、原状回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第34号、佐山、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、小郡新町二丁目、用途地域内にある第3種農地に、隣接する農地への進入路を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第15号については、●●●●委員が利害関係者になりますので一度退出いただきます。

会長

それでは、議案第15号について、委員の皆さんの意見を求めます。

また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、以上で、議案第15号に係る議案審議を終わり、採決に入ります。

只今審議しました議案第15号について「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第15号については、「許可」といたします。

それでは、議案第15号以外の議案について、審議を行いますので、●●●●委員の入室を求めます。

会長

それでは、議案第15号を除く、農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

D委員

議案第17号についてですがこれは宅地やら全部取り込んで行うということですよ。それと破線部分も計画区域になるのですか。

E委員

全部取り込んで行います。破線部分の関係ありません。

D委員

破線はなぜ書いておるのですか。

事務局

破線は部分転用になりますので記載しております。計画としては実線部分のみです。

D委員

破線は残るということですね。わかりました。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第15号を除く他の議案について全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第17号及び第27号並びに第28号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第15号を除く、ほかの議案については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案21ページをお開きください。合わせて、参考位置図25ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第36号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は、市内に本店を有する法人です。

この事案につきましては、令和6年11月19日付けで、建売倉庫兼事務所及び駐車場を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、造成工事中の詳細測量により、当初計画との差異が生じ、造成計画の変更が必要となったため、計画の所要面積の変更を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、川東地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。議案第36号につきましては「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計100筆 148,301 m²です。

3月までは、利用権及び配分計画として意見聴取がありましたが、基盤法の改正により、農用地利用集積等促進計画として一つになり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市より農業委員会の意見が求められたものです。よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積等促進計画の案について、「異議なし」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積等促進計画の案については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。合わせて、参考位置図26ページ以降を御覧ください。

議案第38号から議案第45号について、一括で説明いたします。

中央地区4件、川西地区2件、阿東地区2件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第38号から41号及び議案第44号から45号については、昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第42号から43号については、荒廃で面積が500㎡以上のため、本日の会議にお諮りするものです。

なお、議案第43号につきましては、川西地区協議会において現地の状況や申出書の内容から「荒廃農地となって10年以上経過した非農地」とはみなせず現況証明の要件を満たしていないため、現況証明を発行しないとの結論となっております。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

F委員

嘉川地区の現況証明1号についてですが以前徳地地区ではこの程度であれば現況証明を出さないというような判断になったかと思うのですが今回は何か特別な事情があるのでしょうか。

G委員

議案第42号及び43号について川西地区協で話したことを説明いたします。現況証明1号については10年前まで耕作していたということはどうだろうかということもありましたが現地をみてここは干拓地になりますのでなかなか畑地としての利用は難しいということで。42号については現地を見られた嘉川の委員さんの判断で荒廃と認識するということになりました。今徳地の話もありましたので皆さんのご意見も伺いたいと思います。

43号については荒廃とありますが車が置いてあるということ、太陽光の業者と契約されているという背景もありましたのでこれは出さないということになりました。

42号は非常に話し合っただうしようかという感じです。場所は湾岸道路のすぐそばですけど隣までは基盤整備がされていますがここは昔の干拓地で残っておるところです。ここを農地に戻すのは難しいのではないかという認識の中で嘉川の委員さんは言われておりました。この辺の判断が妥当かどうかについては皆さんの意見を求めるということで川西地区では終わっております。

H委員

正直言ってこの程度であれば今までの例からして認めるのは難しいと考えます。本当ならば地区の保全会等で草を刈って面倒をみるという手もあると思います。これを認めるとほとんど荒廃地になると思います。各地区で保全会等があると思いますのでその辺で面倒を見て、こういう農地がないようにするのが筋だと思います。この程度であればモアを1回入れれば刈れる。木も生えていないのでこれは認めることはできないです。これを認めると現況証明が太陽光設置の手段にもなりかねないです。

I委員

圃場整備田ですか。

事務局

隣接地は圃場整備がしてあります。

J委員

隣接は麦を植えているのでここもやってもらえるのではないのですか。

K委員

おそらくですが隣接者が営農しないから現況のようになっているのだと思います。

G委員

嘉川の委員さんも言うておられましたけど隣まではできるがそれ以上は難しいということでした。ただ、これが荒廃地かというところは川西地区でも意見が分かれました。最終的には担当委員の意見を尊重したということです。

総会にかけた時には荒廃とみないという意見も出るということは川西地区協議会でも伝えております。皆様のご意見でこれはもう少し頑張ってもらわなければということでありましたら、それは仕方がないと思います。ただ43号については次の売却の可能性もありますので絶対に認められないと考えております。

I委員

非農地調査の時には認められないと考えます。草も刈れそうな気がします。

H委員

うちも一種農地で面積も広いところで荒廃農地が多いです。それは部落でトラクターを買ったりしながら刈って歩いています。だからお金もかかっている

のですがこれを認めていたら、地目を変更し雑種地にすれば費用も掛からず好きにできる。こういう頑張っている地域もありますのでこの程度で認めてしまうと他に普及してしまうと思います。これでよければ私も地元でこういう方法もあるといえる。荒らして放置しておけば木が生えて困りますので、そのために地域に保全会もあると思いますので地域内で農業委員も含めて話し合っ
てこういう農地を減らすよう検討してもらえたらと思います。

街中と違ってですね、田舎のほうは持て余している農地が多いのでこれをいかに守っていくかというのはあると思います。

L委員

H委員がおっしゃいましたけど私も隣なので、何十年も二島はやりよってのを目にしていますのでおっしゃるとおりだと思います。

私からは提案ですが42号についてはG委員も総会ではどのような結論になるかわかりませんよというニュアンスの発言もされているようなので出席の委員さんの多数決を採ってはいかががでしょうか。

H委員

現地を見たのは地元の委員だけなのですか。地元の委員としての意見は42号は荒廃地だろうと、43号については荒廃地ではないということで間違いなかったでしょうか。

G委員

42号については意見が分かれて地元の見られた方は荒廃というところがあります。43号については車があるということもありますけどそれ以上に申出書内に太陽光業者に売却するという話もありましたので現況証明ではなく5条申請のほうでということになって現況証明は出さないということになりました。

K委員

地元の委員さんは地主の方は高齢で将来にわたってできない。これを農地として残すことで誰かが耕作するというのが見えないなかでこれを農地として

持ち続けるというのは地主としては負担になっているというようなニュアンスのことは言われていました。

H委員

それを言ったらどこも一緒じゃないですか。太陽光発電のところももう作る見込みがないからやるのでしょから。跡取りがない、耕作の見込みがないというのは多いのでそれを理由にするのではなく現況主義でいかざるを得ないと思います。その理由を聞いては全部認めなくてはいけなくなりますので、それは理由にならないと思います。現況が農地として適するか適さないかだと思います。

L委員

私もここを認めるのはいかがだと思います。再度言いますが多数決を取るか地元の意見を優先するのか決めていただきたい。

M委員

地域計画のなかで位置付けられているのかは大きな判断材料になると思います。地区の委員や推進委員もここがやれるところではないということが地域計画を検討する中で出ているのであれば、農地としてやっていこうやというのはきれいごとにはかならない。今ここで多数決というよりか地域でこれから先どのように考えていくか検討すべきと思う。

L委員

多数決でなければ保留ということですね。

事務局

現況証明は基準がありますのでその基準に照らして客観的にご判断いただけたらと思います。写真だけではなかなか判断できないところは地区の委員さんの意見も参考にさせていただきながらあくまで客観的に判断いただければと思います。

N委員

もう少し川西地区協議会で意見を固められてからが良いのでは。

会長

この件につきましては色々ご意見いただきました。今までの現況証明の考えからすると問題があると思いますが一度今日の総会の意見も踏まえて再度川西地区協議会で審議していただけたらと思いますが川西の委員さんいかがですか。

G委員

そうですね、持ち帰って事情を聴いて地域計画がどうなっているのかも詰めてから総会に上げたいと思います。

会長

それでは、採決を行います。

議案第42号については差し戻し、43号については、現況証明を発行しないこととし、その他の議案につきましては、現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(挙手多数)】

会長

挙手多数と認め、議案第42号については差し戻し、議案第43号については、現況証明を発行しないこととし、その他の議案につきましては、現況証明を発行することといたします。

続きまして、営農型太陽光発電設備に対する措置についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

た発電事業者に対し、是正の勧告を書面にて行うこととします。

期日までに是正されない場合は許可の取消しと営農型太陽光発電設備の撤去命令を行う方向で進めるものとします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

O委員

徳地ではあまりにもいい加減です。徳地地区の委員一同はこの業者に対し勧告を早急に行っていただきたいと考えております。

P委員

阿東地区も委員、推進委員一同これはどうなっとるのかというところでいろいろ審議しまして、できないものについてはやってもらわないとやれないので勧告処分等しっかりやっていただきたいというところで話が進んでおります。

Q委員

勧告文書の中身が少しわかりにくいと思いました。

事務局

変更手続きについては業者のほうにも再三電話で確認しておりますが業者の回答はなく、判断材料が現地の看板しかないというところでは、事業主の変更手続きに関しては探りを入れるという意味でこのような記載になっております。適切な営農につきまして、もう少しはっきり言ったほうが良いということであれば、もう少し文面は考えたいと思います。

R委員

記載内容については柔らかいという印象がありますが第一義的なところを考えるとこれでよいのかと思います。

営農者の方は阿東の方だと思っておりますが実際はどのような方なのか。

S委員

はじめは●●●●さんという方が作られるという話だったのですがその方が高齢で認められないということで却下をしました。そのあとその親戚の●●●●さんの名前が出てきました。●●●●さんもあんまり百姓をした人ではないのでいいのかなというのにはありましたが大丈夫ですということでしたので。●●●●さんの差し繰りで大丈夫かなというのにはありました。

会長

以上で、営農型太陽光発電設備に対する措置についての審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案のとおり発電事業者に対し書面にて是正の勧告をすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました営農型太陽光発電設備に対する措置については議案のとおり発電事業者に対し書面にて是正の勧告をすることといたします。

続きまして、令和6年度業務報告及び令和7年度事業計画(案)についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案39ページをお開きください。

議案第49号、令和6年度業務報告と令和7年度事業計画(案)について説明いたします。

4月の地区協議会で私から御説明をさせていただきましたが、本来は委員さんが一堂に会して、前年度の業務報告、新年度の事業計画(案)を御審議いただくところです。しかしながら、今年度は市役所の庁舎移転がございすことから、開催を見合わせ、本日の総会でお諮りするものでございます。

資料につきましては、4月の地区協議会で配布し、御一読していただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

御審議よろしく申し上げます。

会長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画(案)について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

会長

全員挙手と認め、令和6年度業務報告及び令和7年度事業計画(案)は認められました。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。4月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

事務局

お配りしておりますパンフレットをご覧ください。こちらは先日農文協さんから事務局のほうへ案内がありまして、山口市内を5月に重点的に記事集めでキャラバンをされるということでぜひこちらのご購読をということでしたのでこちらの方を配布させていただきました。

会長

他にありますか。

T委員

女性協の報告です。3月24日に山口県農業委員会女性協議会の総会がございまして、総会自体は役員改選もないのでそのまま終了しましたが令和7年度は女性協が3ブロックありまして、中央ブロックといひまして周南、防府、山口、阿武、萩の女性の協議会、女性の農業委員と推進委員で作ってお

りますブロックの研修会が山口市の担当となっております。時期はまだ秋のほうで全然決まっておられませんけれども昨年阿武町での研修会をやった時も令和7年度は山口市に決まりましたということで報告したと思います。会場と研修会の内容等委員の皆様にもご支援ご協力いただくようになると思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

研修会もありまして県のほうが女性活躍とか女性の能力発揮というので山口農林業素敵女子というのをやってらっしゃいます。県下で77人くらい会員がいらっしゃるということでその中で岩国の●●●●の発表と県のほうがユーチューブで●●●●さんのところの●●●●や柳井市の農事組合法人●●●●の紹介がありました。ユーチューブでスマホでも見られますので山口農林業素敵女子ということで活動事例がありましたので報告しておきます。

また女性とか高齢者の支援とか色んな活動がありましたら教えていただけたらと思います。

会長

他にありますか。

事務局

和解の仲介が川西地区でありました。利用権の更新を地主がしない旨を耕作者にしたところ耕作者は契約を更新したいということで農業委員会に和解の仲介の申し出がありました。仲介委員に担当の川西地区の委員を充てるというルールがありましたが今は地区ごとの委員ではありませんので相談した結果、会長とU委員とW委員にお願いすることになりました。また興味があればお尋ねいただけたらと思います。

会長

和解の仲介という日頃でてこないものですがこれも農業委員会の一つの仕事だということでご認識いただけたらと思います。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和7年度第1回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年4月15日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良一

署名委員 井上 浩一郎

記 録 者 小倉 蘭丸